

職 職 - 1 9 2
平成20年5月30日

人 事 院 事 務 総 長

人事院規則の公布について（通知）

この度、別添のとおり下記の人事院規則が制定され、平成20年5月30日付け官報で公布されたので、念のため通知します。

記

- 人事院規則15-14-21（人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則）
人事院規則15-15-5（人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則）

以 上

【担 当】

職員福祉局職員福祉課

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十年五月三十日

人事院総裁 谷 公 士

人事院規則一五―一四―二一

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第二号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

（改正理由）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が施行されることに伴い、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものである。

改正後	現行
<p>（特別休暇）</p> <p>第二十二条 勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>三十七（略）</p> <p>24（略）</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第二十二条 勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>三十七（略）</p> <p>24（略）</p>

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員
の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十年五月三十日

人事院総裁 谷 公 士

人事院規則一五―一五―一五

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

(改 正 理 由)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が施行されることに伴い、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものである。

改 正 後	現 行
<p>（年次休暇以外の休暇）</p> <p>第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第五号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（年次休暇以外の休暇）</p> <p>第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第五号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 非常勤職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

事務連絡
平成20年5月30日

各府省休暇担当者 殿

人事院職員福祉局職員福祉課
勤務時間第二班

裁判員制度導入に伴う人事院規則15-14等の一部改正について

標記については、下記の事項に留意してください。

記

- 1 人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第2号及び人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第2号は、裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員にも適用されます。
- 2 改正規則は、平成21年5月21日より施行となります。

以上